

財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
**賛助会員募集要項**

1. 募集対象  
法人賛助会員ならびに個人賛助会員
2. 賛助会費募集目標額  
本年度8百万円
3. 賛助会費（特定公益増進法人への寄附金の扱いとなります）  
法人会員 1口 年5万円より（できるだけ4口以上をお願いします）  
個人会員 1口 年5千円より（できるだけ4口以上をお願いします）
4. 賛助会員への入会お申し込みと賛助会費払込方法  
賛助会員へのご入会に当たりましては、別添「賛助会員入会申込書」をお送りいただくとともに、別添の「振込用紙」により賛助会費を取扱銀行の指定口座までお振り込みいただきますようお願いいたします。
5. 賛助会員入会お申し込み先  
〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号  
TEL 098-871-3303 FAX 098-871-3322  
(財)国立劇場おきなわ運営財団 管理課

**(財)国立劇場おきなわ運営財団へのご寄附は税制上の優遇措置が受けられます。**

(財)国立劇場おきなわ運営財団は、特定公益増進法人(文化財の保存及び活用等、公益の増進に著しく寄与する法人)に認定されておりますので、当財団に対する寄附金は税制上の優遇措置が受けられます。

優遇措置の内容

(法人税) 特定公益増進法人への寄附金は、損益算入の取扱に特例が適用されます。

	寄附金の種類	損益参算入の取扱
法人	一般の寄附金	損益参入限度額まで損金に算入できます。 損益参入限度額 $\text{限度額} = (\text{資本金の額} \times 2.5/1000 + \text{所得(注)}) \times 2.5/100 \times 1/2$
	特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で、損益参入限度額まで損金に算入できます。 損益参入限度額 $\text{限度額} = (\text{資本金の額} \times 2.5/1000 + \text{所得(注)}) \times 5/100 \times 1/2$

(注) 当期の寄附金支出前所得

(所得税) 特定公益増進法人への寄附金の一部が所得控除の対象となります。

	寄附金の種類	所得控除の取扱
個人	一般の寄附金	出来ません。
	国、地方公共団体 に対する寄付	所得控除額 = 左記の寄附金額の合計額(注) - 5千円
	指定寄附金	
	特定公益増進法人 に対する寄附金	

(注) ただし、控除前所得額の40/100を限度。